

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
関東甲信工事事務 室の賃貸借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)金子第一ビル 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	60,840,012	—	—				
関東甲信工事局名古 屋市在勤事務所の賃 借契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内 1-4-5	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	16,501,716	—	—				
名古屋市在勤事務所 の駐車場契約継続に ついて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	岡谷不動産(株) 愛知県名古屋市名駅南 1-16-30	利用中の駐車場の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	963,600	—	—				
相模原連絡所の賃貸 借契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	福清商事(株)他 神奈川県横浜市中区初 音町1-21-1他	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	1,188,000	—	—				
相模原鉄道建設所の 駐車場賃貸借契約の 継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)金子第一ビル 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	利用中の駐車場の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	1,188,000	—	—				
山梨鉄道建設所の事 務所賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	個人	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することができ ないため左記の者と随 意契約した。	非公表	8,302,800	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
飯田鉄道建設所事務 所の賃貸借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	藤井興業(株) 長野県飯田市上郷黒田 3881	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することがで きないため左記の者と随 意契約した。	非公表	4,026,000	—	—				
中津川鉄道建設所用 地の賃借料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	個人	入居中の事務所の継続 契約であり、本契約者 以外の者では契約の目 的を達成することがで きないため左記の者と随 意契約した。	非公表	1,905,840						
関東甲信工事局の清 掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	4,664,880	—	—				
関東甲信工事局名古 屋市在勤事務所の清 掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)ザイマックスアル ファ 東京都中央区築地1-13- 10	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	1,414,428	—	—				
法律相談契約	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	個人	左記の者以外では契約 の目的を達成すること ができないことから、契 約事務規程第38条第1 項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,320,000						
自動車の賃貸借(関 東甲信工事局)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	日本カーソリューションズ (株) 神奈川県横浜市西区北 幸2-8-4	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条第 1項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	月額64,900円	—	—				契約予定総 額 1,557,600円

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
自動車の賃貸借(相 模原鉄道建設所)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)トヨタレンタリース神 奈川 神奈川県横浜市神奈川 区栄町7-1	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条第 1項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	月額45,100円	—	—				契約予定総 額 1,082,400円
自動車の賃貸借(飯 田鉄道建設所)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	ジェイアール東日本レン タリース(株) 東京都千代田区神田練 塀町85	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条第 1項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	月額38,170円	—	—				契約予定総 額 916,080円
自動車の賃貸借(飯 田鉄道建設所)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)日産フィナンシャル サービス 千葉県千葉市美浜区中 瀬2-6-1	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条第 1項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	月額47,300円	—	—				契約予定総 額 1,135,200円
令和4年度ネットワ ーク回線使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	ソフトバンク(株) 東京都渋谷区代々木2- 2-2	左記のもの以外では契 約の目的を達成するこ とができないことから、 契約事務規程第38条第 1項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結し たものである。	非公表	8,111,673	—	—				
電話料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3- 19-2	電気通信事業法に規定 する電気通信事業者か ら供給を受ける長期の 継続的供給契約である ため(機構契約事務規 程第38条第1項第1号 ウ)	非公表	2,240,000	—	—				
携帯電話料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)NTTドコモ 東京都千代田区永田町 2-11-1	電気通信事業法に規定 する電気通信事業者か ら供給を受ける長期の 継続的供給契約である ため(機構契約事務規 程第38条第1項第1号 ウ)	非公表	1,300,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
関東甲信工事局の電 気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、ビル所有者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	6,020,000	—	—				
飯田鉄道建設所他の 電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	中部電力ミライズ(株) 名古屋市東区東新町1	電気通信事業法に規定 する電気通信事業者か ら供給を受ける長期の 継続的供給契約である ため。(機構契約事務規 程第38条第1項第1号 ウ)	非公表	2,080,000	—	—				
令和4年度ETCカード 使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1- 22	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	3,420,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	有限会社吉浜商事 神奈川県横浜市青葉区 藤が丘1丁目40番地3	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,056,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社WOOC 東京都品川区西五反田 7丁目13-5 DK五反田 3F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	996,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社共立メンテナ ンス 東京都千代田区外神田2 丁目18番8号	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	972,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社桜丘住販 東京都渋谷区桜丘町15- 14 フジビル40 9階	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	984,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	960,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	876,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,138,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,018,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,078,800	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	940,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	927,600	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	922,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	821,400	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	積水ハウス不動産中部 株式会社 愛知県一宮市栄1-8- 12-宮栄ビル1F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,020,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	862,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	個人	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,308,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	大和リビング株式会社 東京都新宿区西新宿6 -11-3Dタワー西新宿 8・9F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	864,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社ひとへや 東京都渋谷区千駄ヶ谷4 丁目27番1号神宮外苑ビ ル10F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	930,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社U建築 長野県飯田市座光寺72 0	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	876,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,395,600	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,358,400	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,274,400	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	950,400	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,236,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,203,600	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,222,800	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,252,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,251,600	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,060,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,030,800	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	独立行政法人都市再生 機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,028,400	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	999,860	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,457,360	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月1日	株式会社U建築 長野県飯田市座光寺72 0	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	987,000	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月15日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	1,370,714	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月15日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	839,014	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年4月15日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	839,014	—	—				
令和4年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和4年9月27日	株式会社S-FITパート ナース 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー2	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結した ものである。	非公表	802,160	—	—				

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。